



## ～遺言の種類と特徴～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー  
村尾 法生



遺言の種類は大きく分けると、普通方式と特別方式があります。特別方式の遺言は、特別な状況でやむをえない場合にのみ使われる遺言で、一般的には普通方式によっておこなわれます。普通方式の遺言には、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3種類があります。

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
方法	遺言者自身が、遺言の全文と日付を書き、署名・押印をする	公証人が作成し、その内容を遺言者、証人の前で読み上げ全員で署名・押印する。	遺言者が遺言書を作成、封印し、自分の遺言である旨を証人立会いのもと公証人に申述する。
証人	不要	2名以上	2名以上
記入者	本人	公証人	代筆も可 ただし署名は本人
検認	必要	不要	必要
メリット	簡単に、すぐにでも作成することができる。 作成費用がかからない。 <b>早くて安い!</b>	公証人が作成するため、不備がなく証拠力が高い。裁判所の検認がいらぬ。原本が公証人役場で保管されるので偽造・隠匿などの心配もない。 <b>最も安心!</b>	遺言の存在を明確にし、その内容の秘密を保つことができる。遺言の存在が公証され、偽造・隠匿の心配がない。遺言自体は、ワープロや代筆でかまわない。
デメリット	遺言書が発見されない場合や、隠されたり、捨てられたり、偽造されるおそれがある。 記載不備で無効になることが多い。 自筆かどうかの争いも生じる。 家庭裁判所の検認必要。	作成手続きに手間がかかる。 証人2人必要。 遺言の存在と内容が秘密にできないおそれがある。 作成費用がかかる。	作成手続きに手間がかかる。 証人2人必要 家庭裁判所の検認必要。 署名は自署が要件。 <b>あまり作成されていない!</b>

★手間と費用は必要であるが、「公正証書遺言」で作成することをお勧めします。

村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所）  
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号  
TEL：075-708-5591 FAX：075-708-5592 E-mail：murao-kimio@tkcnf.or.jp